

令和
7年度

射水市 産後ケア事業

出産後の心身ともに不安定になりやすい時期に、お母さんの心身のケアや授乳、赤ちゃんのお世話などについてアドバイスをを行い安心して子育てができるようサポートします。

対象者

射水市内に住所のある産後4か月未満（訪問型は1年未満）のお母さんと赤ちゃんで、心身のケア、育児のサポートを必要とする方

※ 医療行為が必要な方は利用できません。

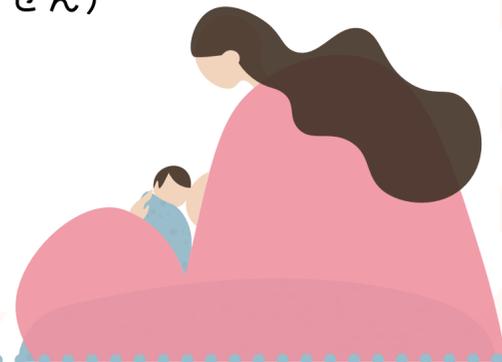
内容

産後ケアでは、次のような内容を実施します。希望に応じて実施しますので、ご予約時にご相談ください。

- お母さんの健康管理・休息、乳房ケア及び乳房トラブルに関する相談（おっぱいマッサージは含みません）
- 赤ちゃんのお世話の仕方、沐浴や授乳に関する相談
- 赤ちゃんの発育・発達のチェック

※ 医療行為は含みません。

※ 体調不良となった場合、医療機関への受診をお勧めすることがあります。



種類と利用料

	宿泊型	日帰り型	訪問型
利用時間	1泊2日	1日	約3時間
食事	3食	1食（昼のみ）	食事なし
利用料金	1泊 6,000円	1日 3,000円	1回 1,000円
利用期間	産後4か月未満	産後4か月未満	産後1年未満
上限回数	7回まで	7回まで	7回まで

※ 利用料は、直接利用施設へお支払ください。

※ 生活保護世帯、市民税非課税世帯は利用料が免除されます。

※ 多胎児の場合は、別途料金が加算されます。（宿泊型、日帰り型）

詳しくはホームページでご確認ください

要申請

- 利用できる施設
- 利用料の免除など
- 各種様式

ホームページはこちら



こども福祉課こどもすこやか係 ☎ 0766-52-7080

1 利用の申請

射水市こども福祉課こどもすこやか係へ産後ケア利用申請を行ってください。
電子申請または、「産後ケア事業利用申請書」「産後ケア利用申請時アンケート」をダウンロードし、窓口へ提出ください。

※申請書は、市ホームページよりダウンロードできます。

2 利用決定の通知

市から「産後ケア事業利用承認通知書」「産後ケア利用管理カード」が送付されます。
送付後、担当者より事業利用についてご連絡します。

3 利用の決定

産後ケアの利用施設、利用日を決定します。

※利用できる施設については、ホームページからご確認ください。

4 産後ケアの利用

ご利用当日、施設に到着したら「産後ケア事業利用承認通知書」「産後ケア利用管理カード」を提示してください。

「産後ケア利用カード」に施設担当者からサインをもらい、利用回数をご自身で管理ください。
利用終了後、施設の窓口でご利用したプランの料金をお支払いください。

持ち物の一例

- ・母子健康手帳
- ・健康保険証
- ・子ども医療費受給資格証
- ・お金
- ・おむつ、おしりふき
- ・ミルク、哺乳瓶（必要な方のみ）
- ・洗面用具、衣類
- ・箸、コップ、ティッシュ等
- ・産後ケア利用承認通知書
- ・産後ケア利用通知カード

※ 詳細については利用施設のホームページ等をご確認ください。

注意事項

- ※ 施設の状況によっては、希望どおりの利用ができない場合があります。
- ※ 兄弟（上のお子さんなど）と一緒に利用することはできません。
- ※ キャンセルや変更は、早めに利用施設へご連絡ください。
- ※ 利用回数の管理は「産後ケア利用管理カード」をご活用ください。
利用の上限を超えて利用することのないように、ご注意ください。
- ※ 利用にあたり、申請の内容やそのほか利用者の情報を市と利用施設が共有します。



問い合わせ先

こども福祉課こどもすこやか係

射水市中村38番地（保健センター内）

☎ 0766-52-7080

お気軽にお問い合わせください



ホームページはこちら

